令和６年度早期退職者募集実施要項

鈴鹿市職員退職手当支給条例（以下「条例」という。）第８条の２に基づき、令和６年度早期退職者を募集します。

Ⅰ　早期退職者の募集について

１　目的

この要項は、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持を図ることを目的とします。

２　退職すべき期日

令和７年３月 31 日

ただし、募集期間内に応募し、任命権者の認定を受けた場合に限ります。

３　募集の期間

令和６年５月１日（水）午前８時 30 分から令和６年７月 16 日（火）午後５時 15 分まで

４　募集の対象となるべき職員の範囲

条例第２条第１項に該当する職員のうち、令和７年３月 31 日現在において、本市での勤続期間が 11 年以上かつ 45 歳以上 60 歳未満の職員とします。

※　勤続期間とは、在職期間から休職・育児休業期間等を差し引いた期間となります。

５　応募又は応募の取下げに係る手続

（１）　応募

募集期間内に「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」を、所属長を経由して任命権者に提出してください。

（２）　応募の取下げ

退職すべき期日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を、所属長を経由して任命権者に提出してください。

６　認定又は不認定の通知等

認定又は不認定の通知は、募集終了後１月以内に通知します。

7　応募できない職員

次に該当する職員は、応募することができません。

（１）　条例第２条第２項の規定により職員とみなされる者

（２）　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（３）　令和７年３月 31 日に 60 歳に達している者

（４）　地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

8　退職予定者である認定をしない旨の通知

この要項により応募した場合であっても、諸事情により退職予定者である認定をしない場合があります。この場合は、募集終了後１月以内に通知します。

9　退職すべき期日の繰上げ又は繰下げ

退職予定者の認定を行った後に生じた事情を鑑み、退職すべき期日である令和７年３月 31 日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認められる場合には、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる場合があります。この場合は、その旨及び理由を明示し同意を得た後、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げを行い、改めて退職すべき期日を通知します。

10　認定効力の失効

退職予定者が、次のいずれかに該当した場合には、認定の効力を失います。

（１）　懲戒免職等処分を受けて退職をした者又は地方公務員法第28条第４項の規定による失職若しくはこれに準ずる退職をした者

（２）　条例第19条第１項又は第２項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。

（３）　令和７年３月31日若しくは退職すべき期日の繰上げ、又は繰下げにより通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（(１)及び(２)に掲げるときを除く。）。

（４）　地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

（５）　応募の取下げを行ったとき。

Ⅱ　退職手当の支給について

１　適用条項

この要項に基づき退職予定者に認定された場合に、次のとおり退職手当を支給します。

（１）　勤続 11 年以上 25 年未満の職員については、条例第４条第１項第４号を適用し、同条第３項に定める退職手当を支給します。

（２）　勤続 25 年以上の職員については、条例第５条第１項第７号を適用し、同条第３項に定める額を支給します。

２　早期退職の特例措置

退職日において勤続年数が 20 年以上の職員で、旧定年年齢（60 歳）と退職日における年齢の差が 15 年以内の職員に対しては、旧定年年齢（60 歳）と退職日における年齢との差に相当する年数について、１年につき退職時の給料月額の 100 分の３を加算したものを退職手当算定上の給料月額とします。

該当基準早見表【令和７年３月３１日現在】

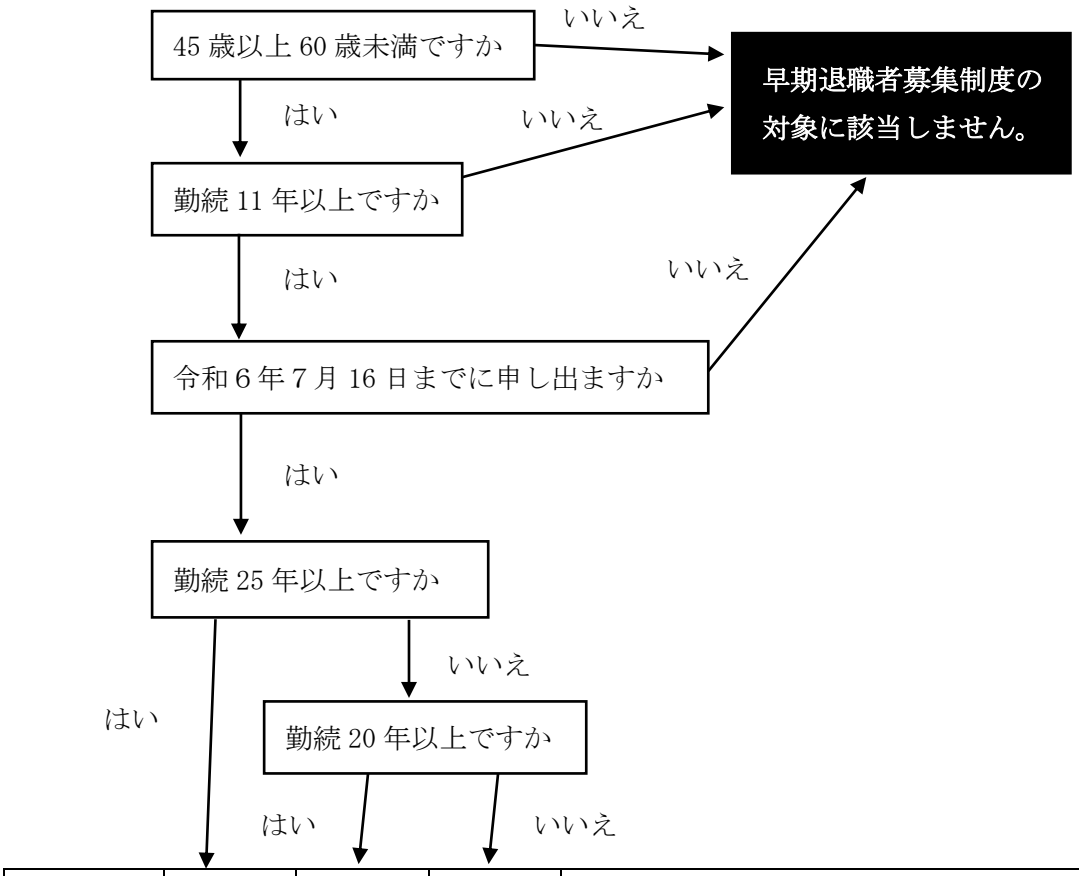

支給率	第５条	第４条	第４条	退職条例第４条、第５条適用
早期退職特例	あり	あり	なし	(旧定年年齢 60 歳－退職年齢)×３％ (退手条例第５条の３)
附則適用	あり	あり	あり	上記で算出した額に 83.7/100 を乗じる (退手条例附則 3、昭和 48 年附則 5)

※退職手当の支給率等は、令和６年５月１日現在のものです。

※平成 18 年４月１日から退職手当の計算方法が変わっています。

※支給額等の詳細については、遠慮なく人事課へお尋ねください。